

# 安全確保のために

[安全に作業していただくためにこの事項をお守り下さい。]



## 危険

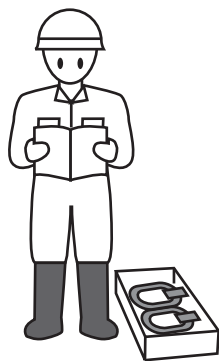


## 注意

### 取扱い全般について



- 法定資格のない人は、絶対にクレーン操作、玉掛け作業をしないで下さい。(クレーン等安全規則第221条・第222条)
- 吊り上げ運搬中や反転作業中には、つり荷の落下、転倒範囲内に立ち入らないで下さい。(クレーン等安全規則第28条・第29条)
- 製品が1mを超える物は、必ず4点吊りで行って下さい。又は、1m以下の製品は必ず3点吊りで行って下さい。
- 作業開始前の点検や定期点検を必ず実施して下さい。(クレーン等安全規則第217条・第220条)



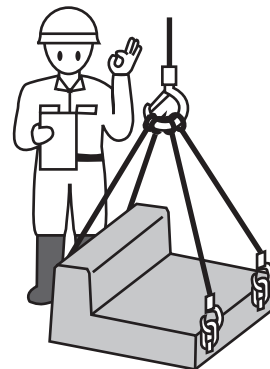
### 作業前の確認について



- 吊り金具の変形、亀裂、溶接亀裂、摩耗等異常のある物は使用しないで下さい。
- つり荷の条件が次の場合は吊り金具を使用しないで下さい。〔吊り穴(インサート)の破損した製品、破損及びクラックのはった製品〕



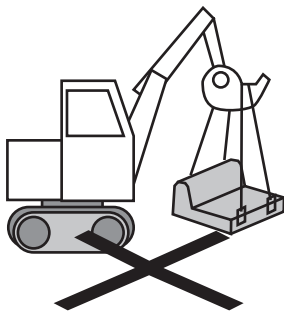
- 吊り金具に使用するスリング、シャックルは玉掛け作業に適合した物を使用して下さい。



### 施工する時の安全対策



- 製品の吊り上げ、吊り下げ時には部材の下に絶対、人が入らない様にして下さい。
- 掘削機(ユンボ)での吊り上げ、吊り下げ作業は、絶対しないで下さい。
- 掘削機は回転運動になるため吊り上げ、吊り下げ時、スリングがはずれたり荷ぶれが生じる危険性があります。
- 製品の吊り上げ、吊り下げには垂直に昇降するクレーン等を使用して下さい。
- 玉掛け作業は必ず有資格者が作業して下さい。



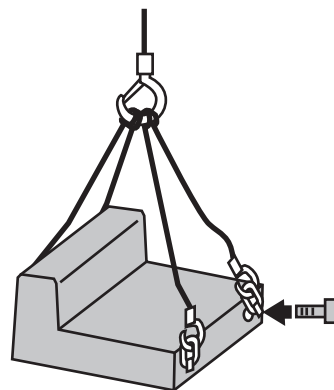
### 吊り金具の取り付け



- 製品本体の吊り穴(インサート)に吊り金具のボルトを奥までねじ込みセットして下さい。
- 吊り上げ時に吊り金具が外れない様、十分ねじ込めているか確認して下さい。



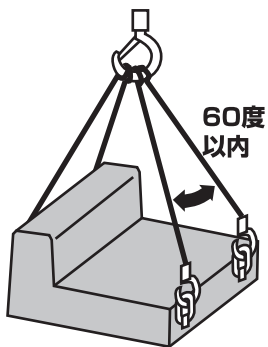
- 吊り金具と製品部材で手、指を詰めない様に注意して下さい。
- 吊り金具セット時に製品を破損させない様に注意して下さい。



### エプロンの吊り上げ



- 吊り金具の基本使用荷重を超える製品は、絶対に吊らないで下さい。
- 製品や吊り金具に衝撃荷重が働くようなクレーン操作はしないで下さい。
- 吊り上げた製品には、絶対、人は乗らないで下さい。
- クレーンで巻き上げるとき、吊り金具に荷重が掛かった時点で一旦停止して、安全確認(差し込み深さ、スリングのねじれ、吊りバランス)を確認して下さい。
- クレーンの巻き上げ・巻き下げは、静かに丁寧に行って下さい。



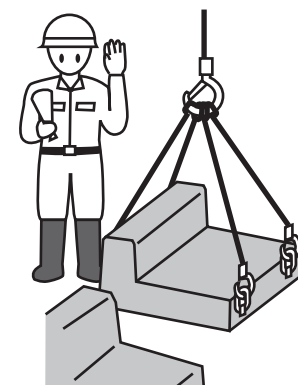
### 据え付け



- 製品を引きずるようなクレーン操作をしないで下さい。
- 着地前に一旦停止して、次の事を確認して下さい。(製品の傾き、転倒、及び周辺の安全確認)
- 巻き上げ中や運搬作業中には製品の落下、転倒範囲内には、立ち入らないで下さい。



- 製品に大きな衝撃を与える作業はしないで下さい。
- 急激なスピードによる吊り上げ、吊り降ろしは、しないで下さい。



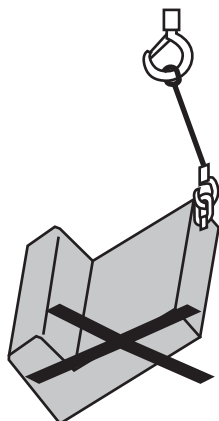
### 金具の取り外し



- 製品から取り外し途中の状態での再度の吊り上げは、絶対しないで下さい。
- 製品が定位置に据え付け完了すると吊り金具を外します。この時、取り外した吊り金具は、側溝上に仮置きします。
- 吊り金具を全部、側溝上にある事を確認して下さい。



- 吊り金具を取り外す際、手、指を詰めないように注意して下さい。
- 製品を破損させないように静かに吊り上げて下さい。



### 保守点検・保管・改造について



- 吊り金具の改造は、絶対しないで下さい。
- 吊り金具に溶接、加熱などしないで下さい。
- 保守点検は、事業者が定めた専門知識がある人が行って下さい。
- 保守点検で異常があった時は、そのまま使用せず、ただちに廃棄して下さい。



- 吊り金具は、必ず屋内に保管して下さい。

